

浄化槽の正しい使い方

浄化槽設置者の皆さまには、**法定検査などの3つの義務が法律で定められています。**

浄化槽は、し尿や生活排水を処理して地域の水環境を守る重要な設備です。浄化槽を適正に管理しないと、悪臭が発生したり、汚水が処理されないまま流れ出し川や海の汚れを招きます。保守点検や清掃を実施するとともに、必ず年1回の法定検査を受検しましょう。



高松市の法定検査の受検率は県内平均を下回っています。

3つの義務

① 法定検査 年1回

法定検査とは、保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査するものです。検査は、指定検査機関である公益社団法人 香川県浄化槽協会が行います。

② 保守点検 年3回以上 (機種・容量などにより異なる。)

保守点検では、機器の点検・調整、補修や消毒剤の補給などを行います。保守点検は技術上の基準に従って自ら行うか、高松市の登録業者に委託して実施します。

③ 清掃 年1回 (機種によっては6か月に1回以上)

清掃は、槽内に溜まった汚泥・汚物・異物その他の機能上支障となるものを取り除き、各装置の清掃を行う作業です。清掃作業は、高松市が許可した浄化槽清掃業者が行います。

お問い合わせ先 ▶ 給排水設備課 浄化槽係 **TEL:839-2720**

上下水道局からのお願い

- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をお願いします。(下水道事業認可区域外は補助金が出ます。)
- 下水道が使用可能になっている地域では、法令により公共下水道への接続が義務付けられています。地域の水環境を守るためにも、早期接続をお願いします。

下水道と浄化槽の正しい使い方 ご存じですか？

下水道や浄化槽は、ご家庭からの排水をきれいにする設備ですが、使い方を間違えると、排水管の詰まりなどトラブルの原因になります。私たち一人ひとりが正しく使うことで、下水道や浄化槽がしっかり役目を果たすことができます。毎日の生活の中で、きちんと守っていきましょう。

ご家庭で気をつけて欲しいこと

なんでもかんでも流さないで！

料理くず、食べ残しは流さない。

食器に付いた油は拭き取ってから洗う。

トイレにトイレットペーパー以外は流さない。

洗剤・シャンプーは適量を使う。

排水口にたまった髪の毛は、ブラシなどでこまめに取り除く。

浄化槽の上に物を置いたり建物を建てない。

豆知識

廃油が下水道管を詰まらせる!? 台所からの排水が川を汚す!?

多量の油を使用する飲食店などでは、油阻集器(油を除去する装置)の設置・点検など十分な廃油対策を行っていないと、排水に混ざった油が下水道管へ流れてしまいます。この油が下水道管内で固まり下水道管を詰まらせて、復旧に多くの時間と費用を要してしまいます。

川の汚れの60~70%は生活排水といわれています。そのなかでも特に水を汚しているのが台所からの排水です。例えばみそ汁一杯をそのまま川に流してしまうと、魚が住めるくらいきれいにするには、200ℓのお風呂約7杯分、使用済み天ぷら油20mlだとお風呂30杯分もの水が必要となります。

※参考資料：環境省ホームページ

